

令和元年度農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況について

農林水産省は、農薬の安全かつ適正な使用を推進し、農薬の使用に伴う事故及び被害を防止するため、それらの発生状況について調査を実施しています。この度、令和元年度の結果を取りまとめましたのでお知らせします。

1. 調査の目的

農林水産省は、農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況を把握し、より効果的な再発防止策の指導を通じて事故及び被害を防止することを目的として、厚生労働省と連携して、農薬の使用に伴う事故及び被害の実態を把握するための調査を毎年度実施しています。今回の調査では、平成31年4月から令和2年3月までに発生した農薬による人に対する中毒事故、農作物・家畜等の被害を対象とし、全都道府県に情報提供を依頼しました。

2. 調査結果

令和元年度の調査の結果、農薬の使用に伴う人に対する事故は11件でした。また、農作物や魚類の被害は15件でした。

表：令和元年度の農薬の使用に伴う事故及び被害の主な発生状況

事故等の対象	件数	主な原因
人	11件	・ 土壌くん蒸剤（クロルピクリン剤）を使用した時に、被覆をしなかった又は何らかの理由で漏洩した（5件） ・ 農薬の調製又は散布時にマスクやメガネなどの防護装備が不十分だった（3件） ・ 農薬をペットボトルの飲料品の空容器に移し替えたため、誤飲した（2件）
農作物	8件	・ 農薬の飛散防止対策が不十分だった
魚類	7件	・ 余った農薬希釈液を河川につながる側溝に廃棄した ・ 農薬の散布機器等の洗浄液が河川に流入した

3. 今後の対応

これらの事故及び被害を防止するためには、以下の取組を適正に行うことが重要です。

- ・ 土壌くん蒸剤を使用した際は、適正な厚さの資材を用いて被覆を完全に行う
- ・ 農薬の調製又は散布を行うときは、農薬用マスク、保護メガネ等の防護装備を適切に着用する
- ・ 農薬やその希釈液、残渣等をペットボトル、ガラス瓶等の飲料品の空容器等に移し替えない
- ・ 農薬を施錠された場所に保管する
- ・ 農薬が飛散しないよう風向等に注意し、強風時の散布は控える
- ・ 飛散が少ないと考えられる剤型を選択したり、飛散低減ノズルを使用するなど、飛散防止対策を十分に行う
- ・ 使用残農薬や不要になった農薬を廃棄物処理業者に依頼するなど適正に処理する

農林水産省は、農薬の安全かつ適正な使用を一層推進するため、都道府県に今回の調査結果を送付するとともに、事故及び被害を防止するための指導を徹底するよう依頼しました。今後も、「農薬危害防止運動」等の機会を活用し、農薬の使用に伴う事故及び被害の再発防止に向けて、引き続き農薬の適正使用の推進に取り組んでまいります。
本調査は、令和2年度以降も引き続き実施いたします。

4.公表資料

「令和元年度農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況」及び過去の調査結果については、当省ホームページから御覧になれます。

URL：https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_topics/h20higai_zyokyo.html

<添付資料>

- ・（別紙）農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況（平成27年度～令和元年度）
- ・中毒発生時の状況や防止策などの詳細情報

【お問合せ先】

消費・安全局農産安全管理課農薬対策室

担当者：濱砂、光寄

代表：03-3502-8111（内線4500）

ダイヤルイン：03-3501-3965

FAX：03-3501-3774

(別紙)

農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況(平成27年度～令和元年度)

1. 人に対する事故

(原因別)

(単位:件(人))

区 分	年 度	H27	H28	H29	H30	R1
①マスク、メガネ、服装等の装備が不十分		4 (4)	3 (3)	6 (6)	6 (7)	3 (3)
②強風中や風下での散布等、自らの不注意により本人が暴露		2 (3)	2 (2)	1 (1)	1 (1)	1 (1)
③長時間や高温時の作業、不健康状態での散布		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
④防除器具の故障、操作ミス、整備不良等による農薬のドリフトや流出		0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)
⑤ドリフト防止対策の未実施等による農薬のドリフトや流出		1 (7)	1 (1)	2 (8)	1 (1)	0 (0)
⑥被覆が不十分であった等、農薬使用後の作業管理の不良		3 (20)	3 (7)	1 (7)	4 (14)	5 (17)
⑦保管管理不良等による誤飲誤食		11 (11)	7 (7)	6 (11)	3 (3)	2 (2)
⑧運搬中における容器の転落・転倒等の容器破損		1 (3)	0 (0)	0 (0)	1 (5)	0 (0)
⑨その他		1 (12)	1 (1)	2 (2)	2 (4)	0 (0)
⑩原因不明		5 (5)	2 (2)	2 (2)	7 (7)	0 (0)
計		28 (65)	19 (23)	21 (38)	25 (42)	11 (23)

(単位:件(人))

区 分	年 度	H27	H28	H29	H30	R1
死	農薬の使用	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	誤 用	3 (3)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)
	その他・原因不明	3 (3)	0 (0)	0 (0)	4 (4)	0 (0)
	小 計	7 (7)	0 (0)	1 (1)	4 (4)	0 (0)
中	農薬の使用	10 (33)	9 (13)	11 (23)	12 (23)	9 (21)
	誤 用	9 (11)	7 (7)	5 (10)	4 (8)	2 (2)
	その他・原因不明	3 (14)	3 (3)	4 (4)	5 (7)	0 (0)
	小 計	22 (58)	19 (23)	20 (37)	21 (38)	11 (23)
毒	計	28 (65)	19 (23)	21 (38)	25 (42)	11 (23)

- (注) ・集計した事故には、自殺は含まない。
・区分欄の「農薬の使用」は、上記①～⑥が該当。
・区分欄の「誤用」は、上記⑦～⑧が該当。
・平成27年度は死亡と中毒の件数に重複がある。

2. 農作物、家畜(蜜蜂を除く)及び水産動植物等に対する被害

(単位:件)

被害対象	年 度	H27	H28	H29	H30	R1
農 作 物		9	4	3	7	8
家 畜		0	0	0	0	0
蚕		0	0	0	0	0
魚 類		3	7	13	5	7
その他		0	0	0	0	0
計		12	11	16	12	15

(参考) 蜜蜂の被害(別の調査で実施※1)

被害対象	年 度	H27	H28	H29	H30	R1
蜜 蜂		—※2	30※3、4	33※3	21※3	43※3

※1 農薬が原因の可能性のある蜜蜂被害事例については、都道府県による蜜蜂被害軽減対策の検証結果とあわせて別途公表している。
(https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_mitubati/honeybee.html)

※2 平成25年度から27年度までは、農林水産省が別途詳細な全国被害調査を実施。

※3 発生した被害件数のうち、都道府県が「被害の原因が、農薬以外の可能性が高いと考えられる」と判断したものを除いた件数。

※4 平成28年7月7日から平成29年3月31日まで

中毒発生時の状況や防止策などの詳細情報

1. 人に対する事故及び被害の発生状況

原因	発生月	使用現場の区分※1	中毒の内容		被害者情報		中毒発生時の状況	防止策
			症状	中毒の程度	年齢	被害者数		
マスク、メガネ、服装等の装備が不十分	平成31年4月	その他	嘔吐、悪心	軽症	40～59歳	1	・散布時に装備が不十分	・農薬の調製又は散布を行うときは、農薬用マスク、保護メガネ等の防護装備を適切に着用する。 ・作業後は身体についた汚れを洗い流し、洗眼・うがいをするとともに衣服を交換する。
	令和元年5月	その他	異物感、充血	不明	60～79歳	1	・調製時に装備が不十分	
	令和元年9月	その他	咽頭痛、咳、悪心、吐気、嘔吐	中軽症	40～59歳	1	・散布時に装備が不十分	
強風中や風下での散布等、自らの不注意により本人が暴露	平成31年4月	農業	気分不良、浮遊感、まっすぐ歩けない、倦怠感	中軽症	60～79歳	1	・防除器具の調子が悪く、使用者が防除器具に息を吹き込んだ際に、揮発した農薬を吸い込み暴露	・農薬を吸引するおそれがある行動は慎む
被覆が不十分であった等、農薬使用後の作業管理の不良	令和元年5月	農業	目の痛み、充血	不明	不明	1	・土壌くん蒸剤(クロルピクリン;劇物)の使用時に被覆を行ったが、揮発した農薬が何らかの理由で漏洩して、近隣住民が体調不良	・住宅地等が風下になる場合には、土壌くん蒸剤の使用を控える。 ・住宅地等の周辺では高温期の処理を避ける。 ・土壌くん蒸剤を使用した際は被覆を完全に行う。 ・適正な厚さの被覆資材を用いる。 ・土壌くん蒸剤の使用前には、改めてラベルの記載事項を確認し、記載事項を遵守する。
			目の痛み、充血	不明	0～19歳	1		
	令和元年12月	農業	目のしみ、吐き気	軽症	不明	3	・土壌くん蒸剤(クロルピクリン;劇物)の使用時に被覆を行わなかった。 ・農薬が揮発して近隣住民が体調不良	
	令和元年12月	農業	目のしみ、吐き気	軽症	60～79歳	1	・土壌くん蒸剤(クロルピクリン;劇物)の使用時に被覆を行わなかった。 ・農薬が揮発して近隣住民が体調不良	
	令和2年1月	農業	眼、喉、胸及び鼻の痛み、流涙、咳	中軽症	不明	3	・土壌くん蒸剤(クロルピクリン;劇物)の使用時に被覆を行わなかった。 ・農薬が揮発して近隣住民が体調不良	
			眼、喉、胸及び鼻の痛み、流涙、咳	軽症	不明	3		
			眼、喉、胸及び鼻の痛み、流涙、咳	軽症	0～19歳	4		
	令和2年3月	農業	頭痛	不明	40～59歳	1	・土壌くん蒸剤(クロルピクリン;劇物)の使用時に被覆を行わなかった。 ・農薬が揮発して近隣住民が体調不良	

原因	発生月	使用現場の区分※1	中毒の内容		被害者情報		中毒発生時の状況	防止策
			症状	中毒の程度	年齢	被害者数		
保管管理不良等による誤飲誤食	平成31年4月	その他	急性腎障害(StageⅢ)、横紋筋融解症、下痢、脱水症。尿色や便色が黒緑色に変化。	重症	60～79歳	1	・ペットボトルに移し替えた農薬を飲料水と間違えて飲用	・農薬は、農薬保管庫の中に施錠して保管する等、安全な場所に保管する。 ・農薬やその希釈液、残渣等をペットボトルやガラス瓶などの飲料品の空容器等に移し替えない。 ・農薬やその希釈液、残渣等を飲料品の空容器等に誤って移し替えてしまうことのないよう、これらの空容器等は保管庫の近くに置かない。 ・農薬は、飲食物と分けて保管する。 ・農薬は、使用后速やかに保管庫に戻す。
	令和元年9月	その他	自覚症状なし	軽症	0～19歳	1	・農薬をお茶と間違えて飲用	

※1 使用現場の区分とは、農業現場での使用を「農業」、それ以外を「その他」としています。

2. 農作物、家畜(蜜蜂を除く)及び水産動植物等に対する被害

被害対象	発生月	被害状況	被害発生時の状況	一般的な防止策
農作物	令和元年6月	大豆の黄化	・ほ場周辺部のり面に除草剤を散布 ・ほ場内の大豆に飛散	・飛散が少ないと考えられる剤型を選択したり、飛散低減ノズルを使用するなど、飛散防止対策を十分に行う。 ・農薬が飛散しないよう風向等に注意し、強風時の散布は控える。 ・農薬の使用に当たっては、容器の表示事項をよく読み、適正に使用する。
	令和元年8月	水稻の褐変症状	・強風時に農薬を散布 ・周辺の水田ほ場に飛散	
	令和元年11月	ブロッコリーの白化	・飛散防止対策を実施せずに、隣接するほ場で除草剤を散布 ・風により隣接するブロッコリーに飛散	
	令和元年12月	小麦の枯死	・隣接するほ場で除草剤を散布 ・風により隣接する麦に飛散	
	令和元年12月	小麦の枯死	・隣接するほ場で除草剤を散布 ・風により隣接する麦に飛散	・土壌くん蒸剤を使用した際は、適正な厚さの資材を用いて、被覆を完全に行う。 ・畜舎、鶏舎、ほ場等が風下になる場合には、土壌くん蒸剤の使用を控える。 ・畜舎、鶏舎、ほ場等の周辺では高温期の処理を避ける。
	令和元年5月	みずなの葉先が部分的に白く枯れた	・農薬の使用時に被覆を行ったが、揮発した農薬が何らかの理由で漏洩して、隣接するみずなに揮散	
	令和元年6月	小麦の茎葉の黄化	・展着剤の空容器に除草剤を小分けしており、小麦の殺菌剤の散布の際に誤って除草剤を混入させた。	・農薬を他の容器へ移し替えない。
	令和元年8月	大豆の茎葉の黄化	・除草剤を散布した後、タンク内に除草剤が残っていたことを忘れ、同じ散布器具で大豆に殺虫剤を散布した。	・農薬の使用後には散布器具を十分に洗浄する。 ・農薬の使用前後には散布器具等を点検し、十分に洗浄されているか確認する。 ・殺虫剤や殺菌剤の散布器具等と除草剤の散布器具等は別のものを使用する。
魚類	令和元年6月	魚類の斃死	・河川水から農薬の成分が検出されたことから、農薬が原因と考えられる。	・農薬が河川に飛散・流入しないように注意する。 ・防除器具等の劣化による散布液の漏洩がないよう、点検整備を行う。 ・使用残農薬や不要になった農薬を廃棄物処理業者に依頼するなど適正に処理する。
	令和元年6月	魚類の斃死	・農薬の散布後、水路付近で薬剤が残った状態で散布機の洗浄を行ったことが原因	
	令和元年7月	魚類の斃死	・余った農薬を誤って水路に漏洩させたことが原因と考えられる。	
	令和元年8月	魚類の斃死	・河川水及び魚体から農薬の成分が検出されたことから、農薬が原因と考えられる。	
	令和元年9月	魚類の斃死	・河川水から農薬の成分が検出されたことから、農薬が原因と考えられる。	
	令和元年10月	魚類の斃死	・魚体から農薬の成分が検出されたことから、農薬が原因と考えられる。	
	令和元年11月	魚類の斃死	・余った農薬希釈液を河川につながる側溝に廃棄したことが原因と考えられる。	